第２２号議案

建設委員会資料

令和４年２月２２日

都市環境部住宅課

品川区住宅修築資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

１．事業概要

　　居住環境の改善を図るため、自己居住用の住宅を修築する区民に対し、低利で融資が受けられるよう、区が金融機関に融資のあっ旋を行う。

　○融資あっ旋額：10万円以上1,000万円まで（一般修築、耐震補強など）

　○信用保証料助成：保証料を一括払いした場合、保証料の1/2を助成

２．改正理由

　　2018年（平成30年）6月に、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立、2022年（令和4年）4月1日から施行される。これを踏まえて、品川区住宅修築資金融資あつ旋条例にて規定している申し込み要件について、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる。

３．改正内容

　　第４条第１項第２号　「20歳以上」から「18歳以上」に改める。

＜条文抜粋＞

| 改正後 |
| --- |
| （あつ旋対象者の要件） |
| 第４条　資金の融資あつ旋の申込みをしようとする者は、次の各号に定める要件を備えており、かつ十分な償還能力を有する者でなければならない。 |
| (１)　品川区内に住所を有し、１年以上同一の住宅に居住していること。 |
| (２)　申込みの際、18歳以上であること。 |
| (３)　次のアまたはイのいずれかに該当すること。 |
| ア　既存住宅の耐久性および居住性を高める修築のため、資金を必要とするもの |
| イ　暴風雨等の異常な自然現象または火事等により被害を受けた住宅の修復のため、資金を必要とするもの |
| (４)　所得が規則で定める収入基準内であること。 |
| (５)　特別区民税または市町村民税を滞納していないこと。ただし、法令により課税されなかつた者は、この限りでない。 |
| 付　則 |
| この条例は、令和４年４月１日から施行する。 |

４．施行日

　　　令和４年４月１日から施行する。